

給付金の支給手続き

I 支給決定通知書が届いた世帯（手続き不要です）

- 基準日(令和5年12月1日)時点で魚津市にお住まいで、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（3万円/1世帯）を魚津市から受給した世帯が対象です。
- ※支給決定通知書に記載されている振込口座の変更等を希望される場合のみ、返信用ハガキを返送してください。



II 確認書が届いた世帯（手続きが必要です）

- 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（3万円/1世帯）の基準日(令和5年6月1日)から世帯状況等が変わっている世帯、令和5年度給付金（3万円/1世帯）を辞退した世帯や代理受給した世帯等が対象です。
- 確認書・必要書類を同封した返信用封筒により返信してください。

III 申請書の提出が必要な世帯（手続きが必要です）

- 令和5年1月2日以降転入した方がいる世帯や未申告の方がいる世帯が対象です。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、魚津市役所1階社会福祉課⑦窓口へご提出ください。（郵送の場合、令和6年4月30日当日消印有効）

！ 虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税となる月額給与収入の目安（例）は下記のとおりです。

単身世帯	2人世帯 (内1人扶養の場合)	3人世帯 (内2人扶養の場合)
7.75万円以下	11.4万円以下	14.0万円以下

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ先

魚津市社会福祉課 支援給付金窓口
魚津市釈迦堂一丁目10番1号
受付時間 平日9:00～17:00
TEL 0765-22-3273・0765-23-1077